

○戸田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成15年
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)が自ら有する能力を活用し、自立した日常生活が営めるように支援する成年後見制度利用支援事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)に規定する成年後見人、保佐人及び補助人(以下「成年後見人等」という。)の審判の申立て
 - (2) 審判の申立てに必要な手数料、登記手数料及び鑑定費用(以下これらを「申立てに要する費用」という。)に対する支援
 - (3) 成年後見人等の報酬等に対する支援
- (申立て)

第3条 前条第1号に規定する申立ては、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、市長がその福祉を図るため特に必要があると認めるときに行うものとする。

(申立費用の負担)

第4条 申立てに要する費用は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、市の負担とする。

(申立費用の求償)

第5条 市長は、要支援者又は二親等以内の親族が負担すべき特別の事情があると判断した場合、市があらかじめ支出した審判の申立てに要する費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の命令に関する職権発動を促す申立てを、審判の申立てと併せて、家庭裁判所に対し第1号様式により行うことができる。

2 市長は、前項による求償権が得られた場合は、第2号様式において後見人等を通じ、要支援者に対して当該費用を求償するものとする。

(成年後見人等の報酬の補助対象者)

第6条 第2条第3号に規定する支援の対象者（以下「補助対象者」という。）は、戸田市の市長申立て又は民法第7条、第11条若しくは第15条第1項の規定による、本人、配偶者若しくは4親等以内の親族（以下「親族」という。）からの申立てに基づいて行われた家庭裁判所の審判によって、成年後見人、保佐人又は補助人が親族以外の者であり、要支援者が次に掲げる住所要件のいずれか及び経済的要件のいずれかにともにあてはまるものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(1) 住所要件

ア 戸田市の住民票に記載されている者。ただし、戸田市内の施設等への入所・入居等に伴い戸田市に転入した者のうち、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付の実施機関並びに障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による給付の決定機関のいずれかが戸田市以外の市区町村又は戸田市長以外の市区町村長となっている者を除く。

イ 戸田市の住民票に記載されていない者のうち、戸田市外の施設等への入所・入居等に伴う戸田市からの転出により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等支援法による支援給付の実施機関並びに障害者総合支援法による給付の決定機関のいずれかが戸田市又は戸田市長となっているもの

(2) 経済的要件

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

イ 市県民税が非課税であり、かつ、本人の預貯金が100万円以下であり、かつ、資金化して報酬の全部又は一部の支払いにあてることができる本人の適当な資産がない者

（補助額）

第7条 補助対象者への補助額は、成年後見人等の開始後に必要な成年後見人等の報酬等の費用とし、在宅においては月額28,000円、施設においては月額18,000円を上限とし、予算で定める額内とする。

（補助金の申請）

第8条 補助金を受けようとする要支援者又は成年後見人等は、要支援者が負担する成年後見人等に対する報酬等の金額を記載した、戸田市成年後見制度利用補助金申請書

（第３号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 戸田市成年後見制度利用補助金振込依頼書

(2) 生活保護を受給していることを確認できる書類（生活保護を受給している場合に限る。）

(3) 成年被後見人等の財産目録の写しその他の財産状況が確認できる書類

(4) 報酬付与の審判決定書の写し

(5) 成年後見・保佐・補助に関する登記事項証明書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して２月以内とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第９条 市長は、前条第１項に規定する交付申請があったときは、関係書類を審査し、速やかに補助の適否を決定し、戸田市成年後見制度利用補助金交付決定・却下通知書（第４号様式）により、要支援者又は成年後見人等に通知するものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第１０条 補助金を受けている者の成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の中止）

第１１条 市長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化又は成年被後見人等が死亡したときは、補助金の交付を中止し、又は補助金の額を変更することができる。

（補助金の返還）

第１２条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金を受けた者があるときは、その者に対して、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第１３条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１５年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年２月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

さいたま家庭裁判所 御中

戸田市長 氏 名 印

開始の審判申立費用に関わる上申書

本市では 年 月 日付「 年第 号」の事件につき後見開始の審判の申立を行ったところであり、それにかかる手続費用を負担しております。

つきましては、家事事件手続法第 28 条第 2 項により被後見本人に下記申立費用の負担を命じていただくよう、お願い申し上げます。

記

1 申立対象者

住所

2 申立人 戸田市長

3 手続費用

内訳 { 申立手数料
登記手数料
郵便切手
診断料
鑑定料

4 申立の理由

本市としては、市の利益のためではなく、地域住民の福祉の立場から、専ら申立対象者本人の利益のために申立を行うものであり、公平の観点から手続費用を「関係人」としての本人に負担してもらうために申し立てるものです。

第 2 号様式(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

開始の審判請求に要した費用の請求について

年 月 日に 法第 条に規定する審判の請求をさいたま家庭裁判所に行いました件について、家事事件手続法第 28 条第 2 項に基づき、戸田市が負担しております費用が本人負担となりましたので、下記のとおり納付願います。

記

1 審判請求の内容

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 審判請求の類型

2 審判請求に要した費用

- | | |
|-------------|---|
| (1) 印紙代等 | 円 |
| ア 登記印紙代 | 円 |
| イ その他郵便切手代等 | 円 |
| (2) 診断書代 | 円 |
| (3) 鑑定料 | 円 |
| (4) 登記料 | 円 |
| 合計 | 円 |

3 費用の納付について

- (1) 請求金額 円
- (2) 納付期限 年 月 日

*同封の納入通知書により、金融機関でお納めください。

第3号様式(第8条関係)

戸田市成年後見制度利用補助金申請書

年 月 日

(宛先)

戸 田 市 長

申請者

住所

氏名

印

後見人等

住所

氏名

印

戸田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象額(内訳)

2 補助交付申請額

3 添付書類

- ・ 成年後見人等に対する報酬等の金額を支払ったことを証する書類
- ・ 心身の状態及び生活の状況等を記載した書類

第4号様式(第9条関係)

戸田市成年後見制度利用補助金交付決定・却下通知書

年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった戸田市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条に基づく成年後見制度利用補助金の申請については、下記のとおり決定しましたので、同要綱第9条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額

円

(注) 偽りその他不正の手段により補助金を受領したときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

第 1 号様式（第 5 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 3 号様式（第 8 条関係）

第 4 号様式（第 9 条関係）